

## 第3回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年2月10日  
場 所 シビックコア 研修室4

### 委員の出欠状況

|     |       |   |     |       |   |     |       |   |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番  | 小川 太一 | 出 | 2番  | 森田 久生 | 出 | 3番  | 伊藤 和雄 | 出 |
| 4番  | 田中 敏夫 | 出 | 5番  | 渡邊 勉  | 出 | 6番  | 加藤 寛  | 出 |
| 7番  | 横井 啓行 | 出 | 8番  | 藤田 則幸 | 出 | 9番  | 松葉 里美 | 出 |
| 10番 | 伊藤 幸子 | 出 | 11番 | 藤田 一房 | 出 | 12番 | 石原 昭彦 | 出 |
| 13番 | 二宮 義隆 | 出 | 14番 | 山田 陽一 | 出 | 15番 | 藤田 義昭 | 出 |

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前9時45分

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 開会の辞<br><br>事務局長(杉本剛) | 第3回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。<br>よろしくお願ひいたします。  |
| 2 会長挨拶<br><br>会長(伊藤和雄)  | 寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。では、第3回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。  |
| 3 開会の宣言<br><br>議長(伊藤和雄) | いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。<br>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第3回いなべ市農業委員会を開会いたします。                           |
| 4 議事日程<br><br>(日程第1) 議長 | それでは日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1番議席 小川委員と、2番議席 森田委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。 |
| (日程第2) 議長               | それでは、日程第2 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。<br>事務局の説明を求めます。  |
| 事務局                     | 日程第2 報告第5号<br>農地法第18条第6項の規定による通知書について   |

|        |     |  |
|--------|-----|--|
|        |     | <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があつたので報告する。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものには、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、6件、8筆、総面積10,959 m<sup>2</sup>であることを報告します。</p>   |
|        | 議長  | <p>報告第5号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問が無ければ、次に進みます。</p>   |
| (日程第3) | 議長  | <p>それでは、日程第3 議案第8号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>  |
|        | 事務局 | <p>日程第3 議案第8号</p> <p>農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり、利用権の設定計画が提出されました。総件数2件、2筆、面積計2,711 m<sup>2</sup>となっていますので、よろしくお願いします。</p> |
|        | 議長  | <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>特に無いようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の決</p>  |

|        |     |   |
|--------|-----|---|
|        |     | <p>定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>  |
| (日程第4) | 議長  | <p>続きまして、日程第4 議案第9号 「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>   |
|        | 事務局 | <p>日程第4 議案第9号</p> <p>農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>所有権移転につきましても、市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移転1件、1筆 6,695 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>農地売買等事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。売り手にも、買い手にもメリットがある事業です。</p> |
|        | 議長  | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件も、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この案件について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>  |

|        |    |  |
|--------|----|--|
|        |    | よって、本議案は原案どおり決定されました。  |
| (日程第5) | 議長 | <p>日程第5、議案第10号 「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局    |    | <p>日程第5 議案第10号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2件、2筆、面積 895 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;56番案件&gt;の申請地は、大安町石榑南地内の田です。</p> <p>譲受人である大安町石榑南の [REDACTED] が、大安町石榑南の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、714 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;57番案件&gt;の申請地は、藤原町山口地内の畠です。</p> <p>譲受人である藤原町山口の [REDACTED] が、藤原町山口の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、181 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> |
|        | 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本申請は許可することといたします。</p>  |

|        |     |   |
|--------|-----|---|
| (日程第6) | 議長  | <p>続きまして、日程第6、議案第11号 「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
|        | 事務局 | <p>日程第6 議案第11号</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について<br/>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので<br/>意見を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長<br/>伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、4件、5筆で 4,498 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;13番案件&gt;の申請地は、藤原町本郷地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>申請人である桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,007 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は行いません。取水も行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>&lt;14番案件&gt;の申請地は、藤原町本郷地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>申請人である桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,039 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は行いません。取水も行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>&lt;15番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。</p> <p>申請人である北勢町麻生田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、1,949 m<sup>2</sup>を長屋住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土 30cm を行い、取水は上水道、汚水排水は公共下水道へ、雨水排水は東側側溝へ放流です。</p> <p>&lt;16番案件&gt;の申請地は、員弁町楚原地内の畠です。農地区分は、300m以内に楚原駅がありますので第3種農地です。</p> <p>申請人である大安町梅戸の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、503 m<sup>2</sup>を農家住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活排水は下水道、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。</p> |

|                            |    |   |
|----------------------------|----|---|
|                            |    | 以上4件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  |
| 議長                         |    | 事務局の説明は終わりました。この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。  |
| 現地調査委員                     |    | 議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」4件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。  |
| 議長                         |    | ありがとうございました。この案件について、何か質問はありますか。  |
|                            |    | 特に無いようですので、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。  |
|                            |    | 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。  |
|                            |    | 全委員挙手であります。<br>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。   |
| (日程第7)<br>(日程第8)<br>(日程第9) | 議長 | 続きまして、日程第7、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」、日程第8 議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」及び日程第9 議案第14号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。<br>事務局の説明を求めます。 |
| 事務局                        |    | 日程第7 議案第12号<br>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)<br>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので意見を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄  |

今回の申請は、6件、7筆で 1,929 m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<68番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である京都府の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、505 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<69番案件>の申請地は、大安町大井田地内の田です。農地区分は 300m以内に大安駅がありますので第 3 種農地です。

譲受人である北勢町其原の[REDACTED]が、大安町大井田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、521 m<sup>2</sup>を駐車場、資材置場へ転用し、[REDACTED]に貸すという計画です。工事計画については、土地造成は砂利敷きし転圧、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<70番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である菰野町の[REDACTED]が、四日市市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、510 m<sup>2</sup>を一般住宅へ転用したい旨の計画です。一般住宅は500m<sup>2</sup>までの転用ですが、10m<sup>2</sup>超えているということで理由書が添付されております。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活排水は下水道、雨水排水は道路側へ放流です。

<71番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、大安町石榑北の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、271 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<72番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の[REDACTED]が、大安町石榑北の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、56 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<73番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠で、農地区

|  |  |
|--|--|
|  | <p>分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である名古屋市の [REDACTED] が、大安町石榑北の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、66m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p>  |
|  | <p>日程第8 議案第13号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について<br/>(貸借権等設定)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があつたので意見を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>  |
|  | <p>日程第9 議案第14号</p> <p>事業計画変更承認申請に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、事業計画変更承認申請があつたので意見を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>   |
|  | <p>今回の5条貸借権等設定の申請は、4件、6筆で1,928m<sup>2</sup>です。</p> <p>事業計画変更承認申請は、1件、165m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;27番案件&gt;の申請地は、大安町石榑南地内の畠で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>使用借人である朝日町の [REDACTED] が、大安町石榑南の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、382m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、西側にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水生活雑排水は下水道、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。</p> <p>&lt;28番案件&gt;の申請地は、藤原町市場地内の田、畠で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>賃借人である松阪市の [REDACTED] が、藤原町市場の [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆、1,133m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>&lt;29番案件&gt;29番案件は、議案第14号の事業計画変更承認</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>申請と関連がありますので、合わせて説明させていただきます。</p> <p>申請地は、藤原町市場地内の畠で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>当初は、[REDACTED]が藤原町市場字野田[REDACTED]406m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画でした。今回、使用借人である桑名市の[REDACTED]が、[REDACTED]の相続人である[REDACTED]が所有する藤原町市場字野田[REDACTED]の畠、165m<sup>2</sup>を追加し、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。変更が必要となつた理由は、当初計画した位置を誤認し、許可されていた[REDACTED]と許可されていない[REDACTED]にまたがって太陽光発電施設を設置してしまったためです。始末書を付けて、[REDACTED]を追加したものです。</p> <p>&lt;30番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の畠で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>使用借人である大安町中央ヶ丘の[REDACTED]が、北勢町東村の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、248m<sup>2</sup>を一般住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土20cm、取水は上水道、汚水生活雑排水は公設枠を設置し下水道、雨水は西側側溝へ放流です。</p> <p>5条所有権移転6件と、5条貸借権等設定4件、事業計画変更承認申請1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長     | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>  |
| 現地調査委員 | <p>議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」6件、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」4件、議案第14号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>   |
| 議長     | ありがとうございました。   |

|         |     |   |
|---------|-----|---|
|         |     | <p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>   |
| (日程第10) | 議長  | <p>議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました</p>  |
|         | 事務局 | <p>議案第14号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第10 議案第15号 「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第10 議案第15号<br/>非農地証明願いについて<br/>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> |

|       |     |  |
|-------|-----|--|
|       |     | <p>今回の申請は2件、4筆で 1,073 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;36番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、員弁町東一色の [REDACTED] で、昭和45年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p>&lt;37番案件&gt;の申請地は、藤原町市場地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、藤原町市場の [REDACTED] で、昭和49年から倉庫、駐車場に転用し、現在に至ております。</p> <p>以上2件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願いします。</p> |
|       | 議長  | <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>議案第15号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>   |
| 5 その他 | 議長  | その他でございますが、委員さん、事務局から何かありますか。  |
|       | 事務局 | 農業委員会の委員等の綱紀保持についての文書を配布させていただきました。昨年11月の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合せ決議が採択されました。これは、昨年に起った農業委員の農地法違反や収賄といった不祥事を受けて決議されたものです。農業委員は、特別職の公務員という身分ですので、公正、公平な立場で職務  |

|              |  |                          |
|--------------|--|--------------------------|
|              | に当たっていただきますようよろしくお願ひいたします。   |                          |
| 議長           | 次回は、3月3日午前9時から現地調査です。6番加藤委員と7番横井委員は出席をお願いします。3月10日に委員会となりますのでよろしくお願ひします。 |                          |
| 6 閉会の宣言      | 議長   | これをもちまして、第3回農業委員会を終了します。 |
| 【午前10時15分閉会】 |  |                          |

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者